経理実務のポイント

消費税１０％時代に今だから知っておくべきこと

令和元年１０月１日より消費税率が１０％に引き上げられ、軽減税率制度が実施される予定です。消費税率の引き上げは、最終消費者だけでなく、モノやサービスを最終消費者まで届ける各事業者の方にも大きな影響を及ぼします。軽減税率制度の実施によって必要となる区分経理もその一つです。「今何を準備し何をしなければならないか、その後何をすべきか、そしてこれからすべきことがスムーズにいくための準備を今できないか」について、経理実務に即したセミナーを実施いたします。

是非ご受講ください！

《日　時》

令和元年　９月１８日(水)

13：30～15：30

《場　所》

下松商工会議所２階　会議室

《定　員》３０名（先着順）

《受講料》 無料　※駐車場は 12 台程度です。なるべく公共交通機関をご利用下さい

《申込方法》

下記申込書により FAX、又は電話でお申込み下さい。

内　　容

１　消費税１０％になると何がかわるの？

・標準税率と軽減税率

２　消費税１０％時代になると何をしなければならないの？

・消費税１０％時代になる前の今何をしたらいいの？

３　消費税１０％時代に入ってからお金や手間を減らせる制度はあるの？

・あればどんなことを準備しなければならないの？

４　消費税１０％時代に入ってから３％、５％、８％の時代と大きく変わることが予想できるの？

５　質疑応答

講　　師

田戸俊也税理士行政書士事務所

（下松市大字西豊井９１４－１　ＹＫビル４０１）

田 戸 俊 也 氏

＜プロフィール＞

周南市出身。大原簿記専門学校にて簿記の講師、大手会計事務所での勤務を経て下松市に個人事務所を設立。資産税・不動産関連業務の実績経験多数。「経営者のよき相談相手・地域貢献・社会変革を求む人材育成」を夢に業務に取組む。事業応援税理士としての事業の安定成長に貢献できる経営サポートを実践。

【受講申込書／下松商工会議所 行　FAX 0833-44-2022　TEL 0833-41-1070】

～経理実務のポイント消費税１０％時代に今だから知っておくべきこと（9/18 開催）～

（申込日：　　月　　日）

事業所名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

所在地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

TEL＿＿＿＿＿＿＿＿　FAX＿＿＿＿＿＿＿＿

業種＿＿＿＿＿＿＿＿　従業員数＿＿＿＿＿＿＿＿

受 講 者 氏 名

※ご記入いただいた情報は、商工会議所からの各種連絡・情報提供のために利用する他、参加者の実態調査・分析のために利用することがあります